



宮 崎 県 公 報

令 和 5 年 2 月 6 日 (月 曜 日) 第 379 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁
○救急病院の認定 (6件) …………… (医療政策課) 1	○道路の供用の開始…………… (道路保全課) 2
○保安林の指定の解除予定…………… (自然環境課) 2	○令和5年度における特定調達契約に係る競争入札参加資格等…………… (物品管理調達課) 2
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 2	公 告
	○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見…………… (商工政策課) 3

告 示

宮崎県告示第 111号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和5年2月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
宗正病院	都城市八幡町15街区3号

2 救急病院の認定の有効期間

令和5年2月1日から令和8年1月31日まで

宮崎県告示第 112号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和5年2月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
独立行政法人国立病院機構都城医療センター	都城市祝吉町5033番地1

2 救急病院の認定の有効期間

令和5年2月1日から令和8年1月31日まで

宮崎県告示第 113号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和5年2月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
一般社団法人藤元メディカルシステム藤元総合病院	都城市早鈴町17街区1号

2 救急病院の認定の有効期間

令和5年2月1日から令和8年1月31日まで

宮崎県告示第 114号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和5年2月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
社会医療法人泉和会千代田病院	日向市大字日知屋字古田町88番地

2 救急病院の認定の有効期間

令和5年2月1日から令和8年1月31日まで

宮崎県告示第 115号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和5年2月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
社会福祉法人恩賜財団済生会支部宮崎県済生会日向病院	東臼杵郡門川町南町4丁目 128番地

2 救急病院の認定の有効期間

令和5年2月1日から令和8年1月31日まで

宮崎県告示第 116号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和5年2月6日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
椎葉村国民健康保険病院	東臼杵郡椎葉村大字下福良1747番地5

2 救急病院の認定の有効期間

令和5年2月1日から令和8年1月31日まで

宮崎県告示第 117号

森林法（昭和26年法律第 249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和5年2月6日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 解除予定保安林の所在場所 児湯郡川南町大字川南字下浜 11184-1・字番所 11227-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに川南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 118号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年2月6日から同年同月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月6日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
332	県道	宮崎神 宮線	宮崎市神宮 2丁目 600 番1地先か ら同市神宮 2丁目 360 番地先まで	旧	39.6～ 82.7	95.8
				新	39.6～ 88.2	95.8

宮崎県告示第 119号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年2月6日から同年同月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月6日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
332	県道	宮崎神 宮線	宮崎市神宮 2丁目 600 番1地先か ら同市神宮 2丁目 360 番地先まで	令和5年2月6日

宮崎県告示第 120号

令和5年度において、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年宮崎県規則第69号）第2条第5号に規定する特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）並びに競争入札参加資格審査の申請の方法及び時期等を次のとおり告示する。

令和5年2月6日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

別表に掲げる種目のとおり

2 競争入札参加資格

物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号。以下「要綱」という。）に基づく知事の競争入札参加資格審査を受け、競争入札参加資格を有すると認められた者であること。

3 競争入札参加資格審査の申請の方法、時期等

(1) 申請の方法

要綱第3条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び申請書に添付する書類（要綱第3条第2項に規定する添付書類をいう。以下同じ。）は、持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）により提出すること。

なお、申請書類（申請書及びそれに添付する書類をいう。以下同じ。）を提出する際に、参加希望の入札案件がある場合は、当該案件名を申し出ること。

(2) 申請書類の受付期間

申請書類は、随時（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで）受け付けるが、競争入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(3) 申請書の配布場所及び申請書類の提出場所並びに申請についての問合せ先

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

なお、申請書は、県庁ホームページの「申請書ダウンロード」の画面からダウンロードすることができる。

(4) 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

申請書の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

なお、申請書に添付する書類のうち外国語で記載したものには、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格審査の結果は、郵便により通知する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び更新手続
- (1) 有効期間
競争入札参加資格を取得した日から令和5年9月30日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月1日から同月31日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に有効期間更新の申請を行うこと。
- 6 その他
要綱に基づき5(1)の有効期間に係る競争入札参加資格を有している者(この告示の公表の際現に競争入札参加資格の申請を行っている者を含む。)は、同じ種目の競争入札参加資格を要件とする競争入札については、この告示による申請の必要はない。

別表

業 種	営 業 種 目	種 目
物品に関する業種	文具・事務機類	紙・文具
		事務機器
		OA機器
		視聴覚教材機器
		印章
	一般機械器具類	家電製品
		電気機器
		通信機器
		厨房機器
		防災保安機器
		工作機器
	医療・理化学機器類	医療機器
		理化学機器
		計測機器
		介護福祉機器
	農林水産土木機器類	農林水産業機器
		建設土木機器
	材料類	土建用資材
		標識
		塗料
		諸材
	車両・船舶・航空機類	車両販売・整備
		船舶販売・整備
		航空機販売・整備
		バイク・自転車
	印刷類	平版活版
		軽印刷
		フォーム印刷
		特殊印刷
		青写真
		航空写真・マイクロ写真
	薬品類	医薬品
		農業薬品
化学工業薬品		
燃料類	石油製品	
	高圧ガス	

サービス(役務の提供)に関する業種	家具・木工類	家具・木工
		室内装飾・畳
	寝具・被服類	寝具
		被服・装備品
		消防・警察用品
		靴・鞆
	百貨・日用品類	百貨
		記念品・美術品
		写真・カメラ
		時計・貴金属
		ガラス・陶器
		楽器
		スポーツ用品
		金物・荒物・雑貨
		食品
	看板・旗類	看板
		旗・染物
	その他	シート・テント
		肥飼料・種苗
書籍		
古物買受		
その他		
その他		
サービス(役務の提供)に関する業種	賃貸業務	電算機器
		事務機器
		その他
	広告・宣伝	広告代理
		催事企画展示
		デザイン制作
		その他
	電算業務	電算処理(システム開発含む)
		データエントリー
		その他
	その他	クリーニング
		運送
廃棄物処理		
調査・研究・検査		
保守・点検		
食事・給食		
保険		
文化財保存・修復		
その他		

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、都農町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和5年2月6日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル都農店
児湯郡都農町大字川北字上助代5474番1 外12筆
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第 6 条第 1 項の規定による届出

大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつては代表者の氏名の変更

令和 4 年 10 月 13 日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課
、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城
県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務
事務所総務商工センター

(2) 期間

令和 5 年 2 月 6 日から令和 5 年 3 月 6 日まで